

かつお・まぐろ釣り漁業

1 制限措置

別表のとおり

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年5月16日から同年6月15日までとする。

別表

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
かつお・まぐろ釣り漁業 (主に操業棚200メートル以深で行う旗流し又は釣り漁法)	47隻	総トン数5トン以上20トン未満で許可証に記載された総トン数	定め無し	周年	小笠原海域(嬬婦岩と北之島との中間線(北緯28度30分(測量法(昭和24年法律第188号)第11条第3項に規定する世界測地系による。)の線)から南側の小笠原諸島地先海面)。	小笠原支庁管内に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり)、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
かつお・まぐろ釣り漁業 (主に操業棚200メートル以浅で行う旗流し又は釣り漁法)	1隻					東京都島しょ部に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。
	12隻					宮崎県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。
	1隻					鹿児島県に住所を有し(法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。